

快適トイレ実施要領の一部改正について

1 改正理由

秋田県は建設現場の環境改善に向けて様々な取組を行っており、快適トイレの導入もその一部である。本県における現場の環境改善を一層推進するため、対象工事を拡大するとともに所要の整理を行う。

2 改正内容

- (1) 農林水産部及び建設部所管工事（災害復旧事業及び営繕工事は除く）で快適トイレの設置を原則とする。
- (2) 現場環境改善費（率分）に関する記述を追加。
- (3) 手配困難な場合の対応を追加。

3 適用期日

- (1) 令和5年4月1日以降に入札公告等を行う工事より適用する。